

大学生等の地域外人材との共創を自動化するスマホアプリ等開発業務委託
公募型プロポーザル実施要領

大学生等の地域外人材との共創を自動化するスマホアプリ等の開発に係る下記業務を実施するにあたり、当該業務委託の履行に最も適した契約の相手方となる候補者（以下「受託候補者」という。）を選定するため、公募によるプロポーザルを実施する。

1. 業務名

大学生等の地域外人材との共創を自動化するスマホアプリ等開発業務

2. 業務目的（概要）

大学生等の地域外人材と地元関係者による仕事づくりプロジェクトの共創を自動化し、自発的・連鎖的に起こすための機能を盛り込んだスマホアプリを開発し、オープンイノベーションプラットフォームとして活用することで、人材の定着・獲得、産業振興、業務の簡素化、取組成果の数値化・可視化に繋げる（詳細は実施要領欄外参照）。

3. 業務内容

別添「大学生等の地域外人材との共創を自動化するスマホアプリ等開発業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

なお、仕様書に規定した業務の内容は、基本設計の検討に必要な事項を示したものであり、記載のない事項についての提案は妨げない。

ただし、契約時における仕様書は、受託候補者の技術提案内容等に応じ、仕様を変更することがある。

4. 業務場所

洲本市 地内

5. 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

6. 提案上限額（参考業務規模）

19,976,000 円（消費税及び地方消費税額を含む）

※本上限額は提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格は、受託候補者との協議により、必要に応じ別途算定する。

7. 参加者の構成要件

(1) プロポーザルに参加しようとする者は、単体企業（以下、「単体」という。）又は複数の構成員から任意に結成された連合体（以下「コンソーシアム」という。）とする。

(2) コンソーシアムを構成する場合は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。なお、コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員及び単体としてプロポーザルに参加することは不可とする。また、構成員の資本金又は人事面において密接な関連のあるものについては、他のコンソーシアムの構成員になることを不可とする。

① コンソーシアムで参加する場合は、必要に応じコンソーシアムの名称をつけることとし、当該委託業務を共同で受託する意思を明確にした協定書や覚書（代表構成員及び構成員の記名押印した書面）を締結するものとする。

② コンソーシアムの協定書や覚書において、代表構成員が業務委託料の請求や受領の権限を有することを明記するものとする。

8. 参加者の資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、企画提案の提出日現在において、次に掲げる要件を全て満たす単体又はコンソーシアムとする。

(1) 洲本市の入札参加資格を有していること。

(2) 洲本市指名停止基準による停止措置を受けていないこと又は同基準別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。

(3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

9. プロポーザルの手続等

(1) 公募開始

令和7年8月12日

関係書類等全て洲本市ホームページからダウンロード

(2) 参加表明

提出期限：令和7年8月25日正午まで

下記の書類2部を持参または送付

① 参加表明書（様式1）

② コンソーシアムの協定書や覚書（該当する場合のみ、任意様式）

(3) 参加辞退

参加表明書提出後、参加者の都合により参加を辞退する場合には、「辞退届」を持参または送付により提出するものとする（任意様式）。

(4) 説明会

開催しない

(5) 質問

受付期間：参加表明書提出後、令和7年8月29日正午まで
質問書（様式2）をメールで提出（到着確認を行うこと）

(6) 質問への回答

回答期日：令和7年9月5日正午まで
参加表明書提出者全員にメールで送信

(7) 企画提案

提出期日：参加表明書提出後、令和7年9月12日正午まで
下記の書類8部を持参または送付（用紙サイズはA4を基本）

① 企画提案書（任意様式）

- ・参加者の名前（会社名やコンソーシアムの名称）は記載しないこと
- ・実施要領、仕様書に基づき作成すること
- ・構成図、機能及び特徴を図示等で分かりやすく記載すること
- ・企画提案書の構成は、選定基準第一次審査評価項目のNo.8 及び 9、10、11、12、13、14、15、4、5、6、7、の順序とすること
- ・実現方式（ネイティブアプリ／PWA）の選定理由、運用保守費を安価に抑えるための具体的方策について記載すること
- ・仕様書に記載の要件以外に提案がある場合は記載すること（金額を含め本業務内で実現可能な提案か、本業務内で実施できない将来的な機能拡張についての提案かを明記すること）

② 見積書及び見積内訳書（提案上限額以下、任意様式）

③ 令和8年度～令和12年度までの5か年度の運用保守費（システム利用料等を含む）の見積書及び見積内訳書（任意様式）

- ・見積書の提案上限額は1,200,000円/年度とする（消費税及び地方消費税額を含む）

④ 会社（事業所）概要（コンソーシアムは全ての構成員分を提出、任意様式）

⑤ 事業実施体制図

⑥ 過去5年間の業務実績（コンソーシアムは全ての構成員分を提出、任意様式）

⑦ 類似システムの開発実績（コンソーシアムは全ての構成員分を提出、任意様式）

(8) 受託候補者の選定

大学生等の地域外人材との共創を自動化するスマホアプリ等開発業務委託公募型プロポーザル受託候補者選定基準に基づき、選定委員会が選定する。

(9) 選定結果

選定結果は、すべてのプロポーザル参加者へ通知するものとする。なお、選定結果についての異議申立ては受け付けないものとする。

(10) 選定結果の公表

選定結果については、次の事項について洲本市ホームページで公表する。

- ① 受託候補者の名称及び評価点を公表する。
- ② 受託候補者以外の提案者の名称は符号表記とし、評価点を公表する。
- ③ 提案者が2者の場合には、次点者の評価は公表しない。

10. 失格条項

次に掲げるいずれかの事項に該当した場合は、失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提出書類に重大な不備等があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) その他、選定委員会において不相当と認められた場合

11. その他留意事項

- (1) プロポーザルに参加する費用は、すべてプロポーザル参加者の負担とする。
- (2) 提出書類で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (3) 提出書類の提出後の修正、追加及び再提出等は認めないものとする。
- (4) 提出されたすべての書類は返却しないものとする。
- (5) 提出書類については、プロポーザルの選定以外の目的では使用しない。
- (6) プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、提出書類を公開する場合がある。
- (7) 受託者は本業務の開始から終了までの間、業務内容の全般を常に把握している専任の担当者を置くとともに、事業の円滑な実施のため、定期的に委託者へ報告及び連絡調整する。
- (8) 事業を実施する上で、委託者が有している資料の提供については、必要な範囲内で、委託者が提供する。
- (9) 本業務で得られた成果物の所有権、著作権及び使用权等は、仕様書の通りとする。
- (10) 委託業務で使用する図表やデータ、画像等の著作権、使用权などの権利については、受託者において使用許可を得るものとする。なお、これらのことを怠ったことにより、著作権などの権利を侵害したときは、受託者がその一切の責任を負うものとする。
- (11) 受託者は、本業務の遂行にあたって知り得た情報を委託者の許可なく他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。
- (12) 本業務において送信する電子メール及び電子メールに添付する書類については、コンピュータウイルス感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の処理を実施するものとする。
- (13) 受託者は、本業務中に生じた受託者の責めに帰する諸事故に対して一切の責任を負い損害賠償の請求があった場合には、受託者がその一切を処理するものとする。
- (14) 成果品納入後に発生した受託者の責めによる不備が発見された場合は、無償で速やか

に必要な措置を行うものとし、これに係る経費は、受託者の負担とする。

- (15) 再委託は原則禁止とする。
- (16) 受託者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、洲本市契約規則(平成18年洲本市規則第53号)第25条第1項各号に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。
- (17) 前払金は支払わない。
- (18) 支払いに係る回数、時期、方法は、洲本市と受託者が締結する業務委託契約書において定める。
- (19) この募集要領に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

12. 提出先及び連絡先

洲本市企画情報部企画課政策調整係

住所：〒656-8686 兵庫県洲本市本町三丁目4番10号

電話：0799-22-3321 (内線) 1512

FAX：0799-22-1315

電子メール：kikaku@city.sumoto.lg.jp

2. 業務目的 (詳細)

【洲本市の概況】

洲本市は、瀬戸内海最大の島、淡路島の中央に位置し、京阪神からのアクセスが良く、温暖な気候、美しい自然風景、豊かな山海の幸に恵まれ、かつて朝廷に食材を献上していたことから「御食国(みけつくに)」とも呼ばれている。総面積 182.38 平方キロメートルに 40,759 人(令和 6 年 12 月末住基人口)が暮らしているが、人口減少が年 500 人を上回るペースで進んでおり、経済の縮小、高齢化、担い手不足などの深刻な課題を抱えている。また、島内に総合大学が無いため高校卒業を契機とする若年層人口の流出が顕著で、活性の低下や人材不足に拍車をかけている。こうしたなか、本市では、平成 25 年度に総務省の「域学連携地域活力創出モデル実証事業」に採択され、以後「域学連携事業」に取り組んでいる。

域学連携事業は、総合大学が無い本市が都市部の大学と協力関係を構築し、学生や教員が泊まり込みで市内の地域に入り、地域の住民や団体等と一緒に話し合い、考え、汗を流しながら、課題やニーズを把握し、ヨソモノや研究者だからこそ気付く地域の魅力や未利用資源を掘り起し、継続性や賑わい創出に配慮した事業モデルを構築・実践しようとするものである。令和 6 年度までの 12 年間で 56 大学・約 1,400 人の学生とともにユニークで多岐にわたる成果をあげてきた(地域貢献型発電所の設置、農林業資源を活用した商品開発、学生無料滞在拠点整備等)。このような取り組みは各方面で高く評価され、令和 2 年度ふるさとづくり大賞において総務大臣表彰(地方自治体表彰)を、令和 6 年度第 12 回環境省グッドライフアワードにおいて龍谷大学政策学部洲本プロジェクトが環境大臣賞(学校部門)を、それぞれ受賞している。また、総務省自治行政局地域政策課が令和 7 年度に新設する「ふるさとミライカレッジ」では、本市の域学連携の取り組みがモデルとして紹介されている。

長年にわたる域学連携事業を通して、本市には地域外人材を受け入れる素地ができていることから、近年では大学に限らず、新たなチャレンジを求める都市部の企業や若者も巻き込んだ幅広い連携(企業連携事業)に発展させている。

このような地域外人材との連携による地域づくりは、非常に多くのプレーヤーの尽力のもと、変化・発展しながら現在まで続く、本市を代表する事業の一つとなっている。

【本業務の実施に至る背景や課題感】

前述のように、高齢化や若年層人口の流出に伴う担い手不足から、市内のほぼ全ての業界で慢性的な人材不足に陥っている(令和 6 年 11 月の有効求人倍率:淡路島 1.96、県 1.05)。一方、域学連携や企業連携に長年取り組み、地域づくりに関わる人材を外部から流入し続けてきた結果、様々な成果を挙げ、一定の評価は受けつつも、地域外人材の定着や雇用に至る例は非常に少ない。多様な働き方、二拠点居住、関係人口といった言葉があるように、本市

に定着したり就職することだけが地域外人材を受け入れる価値ではないことは当然だが、人材を獲得したいと願っている地元の団体や企業にそのチャンスが生まれるような仕組みを取り入れた域学連携・企業連携にバージョンアップすることは急務である。

あわせて、域学連携・企業連携のそもそもの運営方法についてもバージョンアップが必要である。以下、運営のおおまかな流れと内容を示す。

- ・地域外人材のやりたいことの確認
- ・地元の団体や企業のやってほしいことの確認
- ・両者をマッチングし、プロジェクトを組成（令和6年度は約30のプロジェクトを組成）
- ・都市部の学生に対しては来市に要する交通費を積算し助成するほか、無料滞在施設を用意
- ・プロジェクトに必要な物品の購入や、補助金等での支援
- ・必要に応じてプロジェクトメンバーを増やす
- ・カタチになるまで伴走支援
- ・プロジェクトの成果の発表と、更なる深化・発展の検討
- ・上記それぞれのプロセスにおいて、またプロジェクトごとにおいても、ケースバイケースで臨機応変な対応が必要
- ・運営の言語化・マニュアル化も困難

このように事業運営が非常に煩雑で分かりにくい。その結果、運営体制の属人性が高まり（本市職員の一人は12年間域学連携を担当）、また事業への参画の間口が狭まり、更に事業に対する評価を難しくしている。

【本業務の目的】

12年にわたる域学連携事業と、そこから派生した企業連携の取り組みをバージョンアップして今後も継続するため、これら事業の2つの課題（地域外人材の定着や雇用につながりにくい点、事業運営が煩雑で分かりにくい点）の解決の一助となるスマホアプリをICT等技術の活用により開発する。

【本業務実施後の地域の姿のイメージ】

アプリ活用を通して、洲本市全域がオープンイノベーション施設であるかのように多様な関係者が積極的に交流し、プロジェクトの共創が自発的・連鎖的に起こる状態になる。その結果、新しい仕事が創出され、地域外人材の定着や雇用に繋がるとともに地元産業が元気になる。また、このような好循環の状態を地元の子供たちに発信し参画してもらうことで、魅力的な市に将来帰ってきたい、働きたいという気持ちが育つ。更に、地域外人材との共創に関する業務の自動化と、成果の数値化・可視化により、簡略化されたオペレーションにより誰でも運営でき、地域内外から一層評価される事業となっている。